

議事概要

会議の名称	令和5年度第6回三田市高齢者・介護審議会
開催の日時	令和6年3月26日(火)14時00分～15時15分
開催の場所	三田市役所本庁舎 303会議室
出席した委員の氏名	足立正樹委員、中井真通委員、奥舎保委員、内布茂充委員、柳本真希委員 北村吉次委員、梶田美恵子委員
出席した職員の職及び氏名	共生社会部：岸本部長、健康共生室：中田室長 介護保険課：森池課長、山本副課長、浜本主任 いきいき高齢者支援課：久後課長、池田係長、常澤係長、岡野主任 三田市地域包括支援センター：大村課長、杉浦係長 三輪北・小野・高平地域包括支援センター：吉川施設長 広野・本庄地域包括支援センター：前川管理者 藍地域包括支援センター：加藤管理者 フラワー地域包括支援センター：藤原センター長 ウッディ地域包括支援センター：平岩所長
傍聴人の人数	0人
議題	(1) 令和5年度地域包括支援センター実績報告について (2) 令和6年度地域包括支援センター事業計画について (3) 地域密着型サービス事業所の指定状況等について (4) 介護予防支援事業における委託先居宅介護支援事業所の承認について
会議の概要	各事項について、意見あり(議事概要参照)
公開・非公開の区分	公開
使用した資料	【資料1】令和5年度各支援センターの主な取り組み状況等 【資料2】令和6年度地域包括支援センター事業計画について 【資料3】地域密着型サービスの実施状況、指定状況等について 【資料4】介護予防支援業務における委託先居宅介護支援事業所の承認について

【開会】

【会の成立・傍聴人の報告】

【協議事項】

(1) 令和5年度地域包括支援センター実績報告について

事務局：～資料1の説明～

内布委員：この報告をするときに、介護計画とのリンクを貼って報告してほしいと言った記憶がある。この審議会は計画のことを審議している。計画とのリンクが貼れておらず、個別の案件をこうしたとの報告があるが、根本部分と結びつけないといけない。最初の計画と乖離しているかどうか判断できない。この報告では成年後見が増えているが、厚生労働省から各自治体に地域連携ネットワークを作りなさいと発信があってから7年ぐらい経っている。神戸市では、いろんな福祉団体、弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士といった組織と中核機関を作ろうとして、今年度立ち上げの話で進めているが、いわゆ

る3土業だけでカバーできるのかとの声がある。地域全体で支えていくのであれば、権利擁護支援というのは一番重要な部分であり、高齢者がだんだん認知症になって判断できなくなっていく中で、介護制度を受けられるのかをどうかを支援していく仕組みである。全体として情報連携等、体制連携等をつくるのが目的となっているわけで、成年後見が増えつつあることに対して今後どうするのか。

事務局： 各地域包括支援センターの実績報告の仕方については、委員から以前にご指摘のとおりではあるが、今年度はこの形での取りまとめとなっている。次回以降計画との突合をしやすい形での実績報告の仕方を検討していきたい。

権利擁護ネットワークについては、地域福祉計画の中でネットワークの構築を定義しており、所管のほうで準備を進めている。スタート時点では、いわゆる3土業を中心にし、それを継続発展していく中で、範囲を広げること検討している。

事務局： 地域福祉計画第3次の部分が昨年4月からスタートし、成年後見支援制度利用促進計画をスタートしている。その中で中核機関化を進めていき、機能強化を進めていくことを謳っているが、昨年に法的な要綱の整備が終わり、第1回の会も昨年の末に開催ができていた状況である。今後はより具体的に進めていく段階にある。なかなか周知ができていなかったり、伝わってなかったと思うので、できるだけ周知に努めていきながら、機能強化の部分に取り組んでいきたい。

内布委員： 地域連携ネットワークは、支える人と関わる人とを広くつなげていく仕組みである。最初から3土業でやるのではない。みんなを入れてテーブルの上で議論しながら、固めていく仕組みである。最初3人でやります、後で入れますというのではない。少し勘違いされているのではないか。

足立会長： 地域包括支援センターにとって、どうしてもしなければならない課題と、各支援センターで力点を入れてやっている報告と若干ニュアンスが違う。ここに力をいれてやったというのは理解できるが、例えば藍地域包括支援センターしか消費者被害の防止、地域への啓発が上がっていないが、こういう課題は他のところにもあるため、整合性を図っていただきたい。また、関連して、増加する消費者被害や特殊詐欺に対して、三田市全体でどの程度の被害があるのか、発生した件数や金額を把握しているのであればその状況を教えていただきたい。

事務局： 先日三田警察署と本市の特殊詐欺の被害防止に関する協定を締結した。その時、三田警察からの数字の提示があった。昨年度、十数件発生し、被害総額1,000万円を超えている状況で、今年度はそれを超える状況であると聞いている。今回協定によって、警察業務の中で把握した被害が発生する恐れがある事例に関しては、ご本人様の許諾を得たうえで、市の方にも情報提供をしていただき、地域包括支援センター、関係機関で見守り、被害防止に向けた支援等を4月から取り組み進めていく。

足立会長： おそらくどの支援センターでも課題であると思う。新たな計画を作る時には、全てのセンターで協議して、全体の任務の確認を行う。その上で自分のところは、さらにどこに力を入れればよいのか協議を進めていくのが、よりよい。この報告書を作るに当たっては、

今のままでも理解できるが、そのようにまとめられたらさらに理解しやすいと思うので、今後の課題としてよろしく願いたい。

中井副会長： 「チームオレンジ」と記載されているが、これは何なのか。これを今後作っていくのか。

事務局： 地域の方が初期の段階から認知症に対しての困りごとが上がった場合に、市がコーディネーターを置き、地域の方で講習を受けた認知症サポーターがさらにステップアップした研修を受けていただき、地域内で認知症の方を、認知症サポーターやサポートしていただける方とつなぎ、支援する仕組みとして、今後作っていく。

中井副会長： 権利擁護の問題はかなりあるが、各地域包括支援センターは、司法書士や法テラスにつなぐ基本的な手段はあるのか。それとも個別に弁護士等を探すこととなるのか。

事務局： 権利擁護については地域包括支援センターの包括的支援事業の4つのうちのひとつに位置づけられており、専門職とのネットワークは重要で、現在2つツールがある。1つは訪問先で成年後見制度の説明をする際に、司法書士のリーガルサポートと契約して出張で行ってもらえるツールがひとつ。あとは、権利擁護成年後見支援センターで、専門相談会を月2回実施、相談相手は1回が弁護士と社会福祉士、もう1回が司法書士と社会福祉士である。そこにつなぐツールがある。

柳本委員： 令和5年度に高齢者支援センターが地域包括支援センター化したが、包括化に伴う、前年度との変化、成果があれば教えていただきたい。

事務局： 全体的にはこれからとりまとめとなるが、プランナー、主任ケアマネ等の人人体制等を整備し、各支援センターでプランを立てられるようになってきている。地域の方々へのサービスのレベルとしてはあがっているのではないかと考える。

北村委員： 権利擁護サポーター養成講座との関連は見えてこなかったが、この位置づけはどのようになっているのか。

事務局： 権利擁護サポーターに関しては、地域福祉計画に明記されており、権利擁護分野の人材を住民の立場から育てていこうとするなかで、権利擁護成年後見支援センターにて養成を行っており、令和4年度から講座を実施している。令和5年度の終わりにかけて10人弱ぐらいの方が登録いただいている。認知症サポーターやキャラバンメイト等住民の立場で認知症高齢者の方を支援していこうとする取り組みが色々と出てきている。また、ボランティア活動センターでも個人ボランティア等、住民が専門性を活かして動いていこうという方もいらっしゃる。重なりもあるが二つの活動をされている方もおり、お互いの専門機関が役割分担をしっかりとすることが必要だと考える。

(2) 令和6年度地域包括支援センター事業計画について

事務局：～資料2の説明～

内 布 委 員： 1 ページの 3 の部分に“民生委員”と出てくるが、10 年やっている人もいれば入って間もない人もおり、理解力等個人差はある。こういう文章が出ると、民生委員は関わらないといけないのに具体的にどう関わるのか見えていない。この文章で表現するのであれば、民生委員の協議会について関わり方を説明すべき。今までどおりの範囲でよいのか、それとも事業計画を超えて依頼されるのか、そこが大変大事である。そういったところは民生委員協議会に諮り、民生委員に意見をうかがうべきではないか。

事 務 局： 従来からネットワークの構築の取り組みについては、各地区との民協、個別の民生委員との情報共有をさせていただいている。新しい内容がある場合については事務局から改めて民生委員協議会に説明したい。

中井副会長： 三田市はニュータウンと農村共同体を残した地域と 2 つある。それらは互いに別である。農村型集落は閉鎖されたものであり江戸時代からずっと続いている共同体で、お上が地域住民を守ってくれなかったから、村単位で自治組織を作った。全部ひとつの家族であり、いわゆる監視社会であった。監視社会であるため、収入等が丸見えだった。しかしニュータウンは別である。古いところは民生委員にお願いすれば大体近所のことが分かっているから、自動的に上手くいく。ところが都市型になると、プライバシー尊重の社会であるから、隣家が孤独死しても気が付かないことなどが常態化している。プライバシーを尊重できるこの形を国は目指しているのかもしれないが、都市型の民生委員はとってもやりにくい。そういった都市型の民生委員が動けるように行政がある程度枠組みを作ってあげないとやりにくい。

内 布 委 員： 地縁型でないとな隣の人々が何をしているのかわからないが、民生委員になった途端、高齢者を訪問してくださいと言われても、何も付き合いがない人に家に訪問しても「お前誰や？」と言われる。高齢者調査が民生委員の仕事として理解しても、連携ネットワークはどの範囲まですればよいのか。民生委員の仕事はつないで終わりと聞いている。支援を受ける人をつないだとしても、フィードバック等地域包括から受けたことはない。受けたら対応しておきます、でおしまい。介護認定を受けた等具体的な報告を受けたことはない。一方通行でその結果が見えてこない。個人情報なので知らせられないことがあると思うが、どんな対応をしたかぐらいは教えていただきたい。

事 務 局： 3 番目に挙げているネットワーク構築は、日常の包括の相談と個別の民生委員、地域包括支援センター等との連携の関係の中で、地域の活動の中でのネットワークの構築を想定している。

民生委員のフィードバックについては、個別のケースによる。必ずしも民生委員にフィードバックをしていないわけではないが、本人の意向を確認しながら支援ができるものもある。

内 布 委 員： 構築となっているので新たに何かをやらないといけないとイメージする。今までやっていないことに対して関わっていかないといけないことかと思った。

中井副会長： 法律的にここまでやってもよいというのがあれば動きやすい。

内布委員： 説明もしやすい。民生委員間で共有する仕組みもあり、ネットワークとはこういうものだと絵に描いてみたら非常に説明しやすい。個別ケースはあるので、社協や地域包括と相談しながらやっていく。定例的なネットワークと、個別対応や特殊ケースで入っていく部分で分かれていくと思う。そのようなイメージが伝わるものがあればよい。

中井副会長： 各自、できる範囲でしか、無理をせずにやるしかなく、限界はある。
圏域ごとにニーズと書いてあるが、圏域ごとのニーズ、特徴的なニーズはあるのか。

事務局： 昨年度行ったニーズ調査については、数字上は地域ごとに同様の傾向がある結果となっているが、地域の資源の多い少ない、人口の多い少ないがある等条件が異なる。

中井副会長： 小野・高平、母子とニュータウンは同じはずがない。もし書くなら具体的などころまで書いてほしい。地域包括ケアシステム構築、介護従事者等とのネットワークは毎年言っているが、厚生労働省ができっこないことを言っている。目標に向かって邁進することは悪いことではない。

事務局： 続けていくことで、まちづくりを進めていきたいということが目標となる。

中井副会長： 医療機関に限って言うと、医療機関はなかなか言うことを聞かない。問題点をあぶりだし、どうするのかを考えて取り組んでほしい。これを読んでも問題点が出てこない。問題点をあぶりださないとどうすることもできない。

足立会長： 共通の課題と各包括支援センターの課題が分離しているため、積極的に各センター間の交流を盛んにやっていただきたい。

9期の課題の重点が地域包括ケアシステムの構築ということで意図的に出した。兵庫県の最終版では、今までの計画以上にそれを全面的に出ている。25年に厚労省が目途をつけることを見ながらこの集計を紹介されたが、県民の9割ぐらいの人が知らないか、名前を知っているが中身を知らないとなっており、ほとんど地域包括ケアシステムは住民の意識の中に入っていない。入っていない状態で25年を迎えたら消えてしまう。きれいごとではなく、介護保険の限界が来ている。これしか道がないと言っている。介護保険ですべての問題が解決できるわけではない。別の方法でやろうとすると今まで隠れた資源を活かすしかないというのが本音である。危機はチャンスだと考えるが、介護保険の危機である。これ以上公的資源を投入することは不可能だと考える。地域包括支援センターの方針案は、三田市全体に地域包括ケアシステムの意識の定着をしていただきたい。地域包括支援センターでも地域包括ケアシステムの構築に対して何ができるのかについても検討していただき、発信

していただきたい。

福祉業界は非常に問題が深刻化しており、地域包括ケアシステムしかない、と。危機を抜け出す唯一の方策みたい厚労省はバラ色のことしか言わないが、これまでのやり方がいけないということが明らかである。地域、地方あたりが本音で話していただいてもいいのではないか。可能であれば市がリーダーシップをもってやってもらいたい。

中井副会長： みんな知らないことは個人事として考えていない。システムはあるが、実際には対応困難事例ばかり来ると思われ、システムどころの話ではない。目の前のことでいっぱいになる。

事務局： 介護保険制度が始まった当初、措置から介護の社会化というスローガンで始まった。平成18年地域包括支援センターが設立され、地域包括ケアシステムが提唱された。継続して地域包括ケアシステムを目指していくが、利用者の方々には浸透していないというのが現実である。

中井副会長： 厚労省はバラ色のことばかり言い、その皺寄せがフロントラインに行っている。そのフロントラインが疲弊して、ケアする人が疲弊してしまうことが起こる。構造的にどうしようもない。

事務局： 市民の方にも意識を変えていただく。介護度が低くなると苦情が出る、介護度が出るのが喜ばれるといった意識を変えていただくことも必要。

(3) 地域密着型サービス事業所の指定状況等について

事務局：～資料3の説明～

内布委員： 資料3で入居者数が書いてあるが、三田市で介護認定を受けている人は何人いるのか。三田市の要介護・要支援があるが、全体数で言えばどのような割合なのか。

事務局： 地域包括支援センターの取り組みの資料の中の3ページに高齢者の状況及び認定者数が出ている。令和5年度9月末時点では、認定者数は5,269人が総数となっている。給付実績は資料3の1ページ目の真ん中の表に介護保険給付3,916人で、実際にサービスを使われている方となっている。この資料は国保連合会の資料に基づいている。地域密着型サービスは460人が利用している。個人で複数事業を利用されている方もいる。

内布委員： 15%ぐらいということか。それ以外の人はデイサービス等を使っているということか。他のサービスを受けているのではないか。

事務局： 3,900人ぐらいが受給されているが、そのうち施設に入っている人も含まれている。例えば特別養護老人ホームで言えば、360人ぐらいが利用している。施設全体で言えば700人ぐらい使っているため、それ以外の約3,000人が在宅系を利用されている。その中で

グループホームに入所されている方もいる。デイサービスや訪問サービスも使っている方もいる。国保連合会から出てきている実績である。必要であれば次回の時に提供する。

内 布 委 員： 3,000人という数字は支援の方がたくさんいるということか。介護度の分布は、施設利用者の介護度の分布となるのか。

事 務 局： この介護度別分布は、認知症対応型共同生活介護いわゆるグループホームでは133人が利用され、そのうちの要介護以上の方が133人となっている。地域密着型サービスの利用者についての介護度の分布図となる。

内 布 委 員： 三田市は高齢者がどんどん増えていく。高齢者の割合で、介護支援、要介護の制度を利用する人がどんどん増えていくのではないか。居宅サービス等を利用される方やいろんな制度を使って生活している。全体のバランスが見えてこないのではないのか。

中井副会長： サービスは十分あるのではないか。特養以外は足りているのではないか。

事 務 局： 明確に不足しているサービスはない。特養も待機者数が少ない状況であるため、今回の計画の審議の中では不要と判断した。

矢 田 委 員： 地域密着型サービスの利用状況であるため、これ以外に地域密着型サービスを利用されている方もいる。サービスの状況について、複雑化されているケースが非常に多くなってきており、そういった方々を受け入れられる事業所が限られている。一般的な介護が必要な方の受け入れがスムーズだったとして、複雑な状況、本当に必要な人の受け入れ先が少なくなってきたと感じている。

事 務 局： 他のサービスを含めた状況、今後の状況については、今回の介護保険計画で、保険料の算定で推計値を出している。サービスごとの利用者数の見込みや給付費の伸びをもって、3年間の保険料の算定をしている。計画でそれ以外のサービス、要支援の方、要介護の方それぞれの実績、見込み、利用者数、給付額をご確認いただけたら補完できると思う。

(4) 介護予防支援事業における委託先居宅介護支援事業所の承認について

事 務 局： ～資料4の説明～

質疑等無。

承認。